

東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う帰還困難区域等での活動の取扱いについて  
(申合せ)

平成24年3月5日 学長裁定  
平成24年6月25日一部改正  
平成29年3月13日一部改正  
平成31年1月29日一部改正  
令和3年2月18日一部改正  
令和6年3月14日一部改正

東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）等の事故発生に伴い帰還困難区域等に指定された区域内において、本学の教職員及び学生が活動するにあたり、その健康管理のための安全管理の取扱いについて次のとおり申し合わせる。

#### 1. 対象期間

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言がなされる日もしくは放射線安全委員会が必要と認める日まで。

#### 2. 対象区域

対象区域は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 福島原発の敷地内
- (2) 帰還困難区域

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域。

- (3) ウクライナ政府が定めたチョルノービリ（チェルノブイリ）原子力発電所30 km圏内

#### 3. 対象者

本学に所属する者で、教職員は本務として、学生は正課又は学校行事のため、「1. 対象期間」内に「2. 対象区域」内で活動しようとする者。

#### 4. 対象除外

- (1) 「2. 対象区域」を単に通過するだけの場合
- (2) 見学のみであり、「2. 対象区域」内で作業・調査することがない場合

#### 5. 活動従事者の登録

「3. 対象者」に該当する者は、別紙様式1「活動従事登録申請書」により、所属部局等及び研究・地域連携課をとおして活動従事者として学長に申請するものとする。

学長は放射線安全委員会の議に基づき、申請を行った者を活動従事者として登録する。

活動従事者は本活動に従事している間、積算放射線量（ $\gamma$ 線）の測定を行い、毎月1日を始期として1月毎に集計し、所属部局等に報告しなければならない。報告を受けた各部局は4月1日を始期として6月毎又は1年毎に集計し、別紙様式2「積算放射線量報告書」により、研究・地域連携課をとおして放射線安全委員会に報告しなければならない。

#### 6. 登録の抹消又は一時停止

活動期間の満了又は活動従事者の申し出により活動従事者としての登録は抹消される。

放射線安全委員会は、活動従事者がこの規程に違反し、又は活動遂行能力に欠けると認めるときは、登録の抹消又は一時停止等の必要な措置の申し出を学長に行わなければならない。学長はその申し出により、当該活動従事者の適否を判断し、適当な措置を講じなければならない。

#### 7. 障害防止に関する教育

申請を行った者は、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を受ける。

#### 8. 記録の保存

放射線安全委員会では、登録者にかかる申請及び教育にかかる記録については当該年度末日から5年間、活動に従事している間の放射線量の測定結果については永久に保存しなければならない。

#### 9. 報告

学長は、活動従事者について放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態が生じた場合は、原子力規制委員会に直ちにその旨を報告するとともに、その状況及び発生後講じた措置を10日以内に報告するものとする。